

審 査 基 準

小学生への上田城の歴史理解の促進に向けた副読本等の制作業務

I 審査方法

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置し、書類選考により審査を行う。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

II 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、IVに示す評価項目ごとに、Vに示す採点基準に基づき点数化する。そして、各委員の合計点のうち最高点と最低点を付けた審査委員の点数を除いた残りの合計点を平均した点数がその企画提案の評価点となる。

III 採択案件の決定方法

評価点が原則として最も得点の高い者から順番に採択するものとする。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

IV 評価項目

1. 事業内容に関する評価

- ① 事業計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があり、本事業の趣旨が、上田城を未来につないでいくため、小学生3・4年生を対象に上田城の歴史的価値等の理解促進ための事業であること。
- ② 企画内容や実施方法に創意工夫と実行力があり、より高い成果を得られることが期待できること。
- ③ 提案に当たり、選択肢の吟味が行われていること（提案する実施手段・手法が他の手段・手法に比べ優位である根拠が示されていること）。
- ④ 企画内容、副読本等の中身、制作方法等が具体的に記載されていて、その内容が適切であること。
- ⑤ 事業のスケジュールが具体的かつ実現可能なものであること。
- ⑥ 不要な経費が計画に入っていないこと。経費の設定（特に人件費、謝金、旅費）が妥当であること。全体経費のうち再委託費が大部分を占めていないこと。提案内容に対して、コスト削減の努力など、経費の妥当性が示されていること。

2. 事業の実施体制に関する評価

- ① 本事業を担当する組織・チーム、メンバー及び本事業の遂行に必要な技術・ノウハウ・実績が具体的に示されていて、かつそれが本事業を遂行するうえで妥当な体制となっていること。
- ② 本事業を担当する組織・チームの代表者は、本事業の主要メンバーとして事業に参画するとともにマネジメント力を有していること。
- ③ 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有していること。
- ④ 本事業の目的等に照らして十分な経験や知識を有しているとともに、体制が妥当であること。

3. 価格に関する評価

V 評価基準

1. 評価項目の「1. 事業内容に関する評価」及び「2. 事業実施主体に関する評価」については以下の5段階評価にて採点を行う。

大変優れている＝5点 優れている＝4点 普通＝3点
やや劣っている＝2点 劣っている＝1点

2. 「3. 価格に関する評価」については、提出された見積もりの金額が、以下の区分で該当する箇所の点数とする。

点数	下限	上限
5点	最低金額以上	最低金額＋（最高金額－最低金額）×1/5 未満
4点	最低金額＋（最高金額－最低金額）×1/5 以上	最低金額＋（最高金額－最低金額）×2/5 未満
3点	最低金額＋（最高金額－最低金額）×2/5 以上	最低金額＋（最高金額－最低金額）×3/5 未満
2点	最低金額＋（最高金額－最低金額）×3/5 以上	最低金額＋（最高金額－最低金額）×4/5 未満
1点	最低金額＋（最高金額－最低金額）×4/5 以上	最高金額以下

VI その他

1. 評価点が同点の者が2者以上いる場合、「見積価格」が安価の提案者を上位とする。さらに、上記の審査項目も同点の場合は当該提案者がくじを引いて決定する。
2. 提案が1事業者であっても、本企画提案は成立するものとする。ただし、契約予定者となることができる最低基準点を満点の60%とし、最低基準点を得られなかった場合は、契約予定者として選定しない。